

諮問日：平成28年12月9日（平成28年度（最情）諮問第22号）

答申日：平成29年1月26日（平成28年度（最情）答申第43号）

件名：特定のマスコミ報道に関する司法行政文書一切の開示判断に関する件（苦情申出期間の徒過）

答 申 書

第1 委員会の結論

平成28年4月26日付け司法行政文書開示申出書に添付の新聞記事によるマスコミ報道に関する司法行政文書一切（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出について、最高裁判所事務総長がその一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）に対し申し出られた苦情申出（以下「本件苦情申出」という。）について、適式な苦情申出として扱わないとすることは、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの本件開示申出文書についての裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成28年6月1日付けで原判断を行ったところ、同年11月10日に取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。最高裁判所事務総長は、本件苦情申出は、苦情申出期間を徒過してされたものであり、適式な苦情申出として扱わないのが相当であるとしている。

第3 苦情申出人の主張の要旨

最高裁判所は、開示決定通知書を送付した際、その通知書において苦情申出期間の教示を行っていない。行政文書に係る手続においては、必ず期間の教示がされているのであり、この手続に準じて手続を行っているのであれば、苦情申出期間を教示しなければならない。苦情申出人は、平成28年11月8日の電話問合せで初めて苦情申出期間が3か月であることの教示を受けたが、その

ような教示は無効である。他方で、裁判所は、開示申出から判断までに1年も経過する事案もあり、やりたい放題である。苦情申出期間について教示がなかった以上、本件苦情申出については、受け付けられるべきである。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所事務総長の説明は、理由説明書によれば、以下のとおりである。

- 1 取扱要綱記第11の2の(1)においては、開示の申出を受けた裁判所がした司法行政文書の全部又は一部の不開示の判断に対する開示申出人からの苦情の申出は、原判断の通知が到達しなかったことが明らかな場合、その他正当な理由がある場合を除き、開示申出人に対し原判断の通知を発した日から3か月以内に行わなければならないものとされている。

ところが、苦情申出人は、原判断の通知を発した日である6月1日から約5か月以上が経過した11月8日付け（同月10日受付）で苦情の申出をした。

- 2 そこで、本件苦情申出がされた後、苦情申出人に対し、上記の正当な理由等に関する意見を提出するよう依頼し、意見書の提出を受けたが、本件については、原判断の通知が到達しなかったことが明らかな事情や、苦情申出期間を徒過したことについて正当な理由をうかがわせる事情は存在しない。

苦情申出人は、苦情申出期間の教示をしていない以上、本件苦情申出は受け付けられるべきである旨主張するが、取扱要綱にはそのような教示を義務付ける定めはなく、苦情申出期間については裁判所のウェブサイト等において手続案内をすることにより十分に周知が図られているから、上記主張に係る事情は正当な理由を基礎付けるものではない。

したがって、苦情申出人の主張は、本件苦情申出が3か月の期間を徒過してされたことの正当な理由には当たらない。

- 3 以上により、本件苦情申出については、適式な苦情の申出として取り扱わないのが相当である。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成28年12月9日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同月19日 審議
- ④ 平成29年1月23日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 本件開示申出は、苦情申出人が、最高裁判所に対し、本件開示申出文書の開示を申し出たものである。これに対し、最高裁判所事務総長は、平成28年6月1日、本件開示申出文書に該当する文書として5通を特定し、そのうち3通についてはその全部を、2通についてはその一部を開示する旨の通知を發したところ、同年11月10日に苦情申出人が苦情を申し出た。

本件苦情申出について、最高裁判所事務総長は、取扱要綱に定められた苦情申出期間を徒過してされたものであり、適式な苦情申出として扱わないものとするべきと説明するのに対し、苦情申出人は、開示の通知に際して苦情申出期間の教示がなかったから、適式な苦情申出として取り扱われるべきである旨の主張をする。

そこで、本件苦情申出を適式なものとするべきか否かについて検討する。

- 2 取扱要綱記第11の2の(1)は、開示の申出を受けた裁判所がした司法行政文書の全部又は一部の不開示の判断に対する開示申出人からの苦情の申出は、原判断の通知が到達しなかったことが明らかな場合、その他正当な理由がある場合を除き、開示申出人に対し原判断の通知を發した日から3か月以内に行わなければならないものとしている。

そして、本件苦情申出は、上記1のとおり、原判断の通知を發した日である平成28年6月1日から3か月を超えた同年11月10日にされており、取扱要綱が定める苦情申出期間を徒過してされたものであるから、これが苦情申出として扱われるためには、原判断の通知が到達しなかったことが明らかな場合、

その他正当な理由を要することになる。

この点について、苦情申出人は、原判断の通知において苦情申出期間の教示がなかったことが上記の正当な理由に当たる旨の主張をしているようである。しかし、上記のとおり取扱要綱の定めからすると、「正当な理由がある場合」とは、原判断の通知の受領ができなかった場合のように、3か月以内に苦情申出をすることができなかったことにつき、苦情申出人の責めに帰すべきではないような事情がある場合をいうと解するのが相当であり、苦情申出期間を知らなかったことは、「正当な理由がある場合」に当たらないというべきである。

なお、最高裁判所は、開示申出に対する判断の通知に際し、苦情申出期間の教示をしていないようであるが、取扱要綱には、そのような教示をすべき旨の定めはなく、教示をしなかったことが不適切であったともいえない。

- 3 以上のとおりであるから、本件苦情申出は、取扱要綱に定める苦情申出期間を徒過してされたものであり、そのことについて正当な理由があるとも認められないので、これを適式な苦情申出として扱わないこととする旨の最高裁判所事務総長の判断は、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人